

料金体系（従量料金）の検討（案）

1月につき（消費税抜き）※13mm

案	基本料金	従量料金（1㎡につき）						従量料金区分			平均改定率	13mm 1 か月 20㎡当り料金 （税込み）	備考
		ボリュームゾーン			大口使用者①	大口使用者②							
		① 0㎡を超え 5㎡まで	② 5㎡を超え 20㎡まで	③ 20㎡を超え 40㎡まで	④ 40㎡を超え 300㎡まで	⑤ 300㎡を超え 1,000㎡まで	⑥ 1,000㎡を 超える部分	累進度 ①を除く	区分数	平均単価			
現行	634.93円	39円	170円		204円	171円	161円	1.27	5区分	140.6円	－	3,710円	
①	825.40円	140円		165円	185円			1.32	3区分	150.8円	13.0%	3,980円	第1段階及び 逓減廃止
②	825.40円	50円	170円	190円	230円	202円		1.35	5区分				
③	825.40円			195円	227円	195円		1.34					
④	825.40円			200円	223円	190円		1.31					
⑤	825.40円			50円	170円	195円	217円						1.28

※累進度：最大従量使用料単価÷最低単価

【論点①】旧基本水量部分（月5mまで）の改定率について

- ➡基本水量（月5mまで）は前回（令和5年）の料金改定時に廃止したところ。
- ➡急激な値上がり避けるため、従量料金単価を低く抑えている。
- ➡従量料金の第1段（0m～5mまで）は全体水量の約25%を占めている。
- ➡節水器具の普及など一人当たりの使用水量が年々低くなってきているなかにおいて、従量料金の5区分の中では、最も安定的な収入が見込める部分。
- ➡令和6年度実績における従量料金の平均単価：140.6円
- ➡第1段は、他の区分より改定率を上げて、徐々に単価を引き上げていきたい。
- ➡ 50円（税抜き）に設定

【平均改定率】

- ➡ 第3回審議会で13%UPに決定

【論点③】標準世帯の1か月使用料（20m）に対する配慮

- ➡単純に13%改定すると県内1位となってしまう。
- ➡20m当り料金は4,000円未満に抑える。（3,900円台を目安）
- ➡ 3,980円に設定

【論点④】基本料金について

- ➡基本料金とは、水道水の使用量に関係なく、使用者の存在により発生する費用
- ➡総括原価方式で求められる基本料金と比較すると低く抑えられている
- ➡基本料金の割合を上げていきたい
- ➡ 第4回（前回）審議会で30%UPに決定

【論点②】逓減型の料金体系について

- ➡月300mを超える部分について、逓減型を2段階で設定している。
- ➡水需要が減少する中で、少しでも大口使用者に水を使ってもらいたい意図。
- ➡特に第5段はボリュームゾーン（一般家庭）とされる月40mまでの単価よりも低い設定。
- ➡物価高において、価格転嫁等が可能な企業向けにどこまで配慮するべきか。
- ➡極端に高い単価設定をすると、企業が自前で水を確保し、逆に減収となる可能性もある。
- ※杵築はそもそも大口使用者が少なく、その心配は少ないと思われる。
- ➡大口使用者への逓減型は徐々に廃止していきたい。
- ➡ 第5段階を廃止し第4段階に統一